

春の10万人わがまちクリーン運動

全市一斉のクリーン運動にご参加ください

※ とき： 令和元年5月19日（日）

午前9時から10時30分頃まで

小雨決行

※ 雨天の時は5月26日（日）に順延

※ 清掃場所： 河川敷、地区内各駅前、自宅周辺等

★ 分別収集です。①・②以外のゴミは、収集しません。

① 燃やすゴミ

② ピン・缶・ペットボトル

★ 家電リサイクル法対象品目、パソコン、バイク、等は市が収集しないゴミです。
「家庭ゴミべんりちょう」を参考に対処してください。

★ みそのどろは、回収業者が異なるため、クリーン運動のときは、収集できません。
指定月に申し込んでください。

（お問い合わせ 家庭ごみ案内ダイヤル 6374-9999）

♡ 参加しやすい場所で、清掃活動にご協力ください。 ♡

主催：市民運動園田地区推進協議会

事務局：園田地域振興センター（TEL 6491-2361・FAX 6491-2364）

うらも見てね

『尼崎でごきげんさんに暮らすヒントがいっぱいのサイト「尼ノ國（あまのくに）」のインスタグラムでは、みなさんの尼崎らしい投稿をご紹介しています。わがまちクリーン運動や5月のクリーン月間に参加された方は、当日の様子を「#尼崎クリーン運動」「#尼ノ國」をつけてインスタグラムで投稿してください。尼ノ國インスタグラムでご紹介します。みなさんのごきげんな投稿、お待ちしています！』



10万人わがまちクリーン運動でのお願い

1・「燃やすごみ」と「ビン・缶・ペットボトルなど」と分けて
「尼崎市の指定袋」に入れて決められた場所に排出してください。

2・次のものが投棄されていた場合
「家電リサイクル品（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫）等」「パソコン」「
「タイヤ」「消火器」「大型ごみ（大きさが50cmを超えるもの）」
「自転車」「バイク」「車やバイクの部品など」

移動させずに投棄されていた場所を園田地域課の担当者に連絡してください。（06-6491-2361）

3・この運動では、側溝などの汚泥収集は行いません。
地域の指定日に予約の上、出してください。
なお汚泥収集の申し込みは、
家庭ごみ案内ダイヤル（Tel06-6374-9999）へ

不法投棄に関する罰則

不法投棄をした場合、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。など、厳しい罰則が設けられています。

ポイ捨て！しないさせない
きれいな街に！



美しい街づくりのために！ご協力お願いします！